

★年金の「未納」「未加入」「免除」期間がある60歳以上の方へ

国民年金には、本人の申し出により「60歳以上65歳未満」の5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる『任意加入制度』があります。

☆任意加入できるのは次の①～④のすべての条件を満たす方です。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月（40年）未満の方
 - ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。
 - ・外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方も加入できます。
- ④厚生年金保険に加入していない方

※加入期間における保険料の納付方法は、原則「口座振替」となります。

任意加入は申出日が加入日となり、日付を遡って加入することはできませんのでご注意ください。

手続きは保険課（6番窓口）でできます。年金手帳、通帳、金融機関の届出印をご用意ください。

〔問い合わせ先〕市保険課 ☎ 31-0216

《浜田年金事務所 出張年金相談》

相談日 6月9日(火)・23日(火) 毎月第2・4火曜日

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《浜田年金事務所 手話による年金相談》

相談日 6月25日(木) 毎月第4木曜日

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00～16:00

※要予約 6月17日(水)までに予約

予約方法 電話またはFAX ※代理可

(記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間)



★出張年金相談について

新型コロナウイルス対策のため、当面の間、出張年金相談の開催を見合わせます。期間については未定のため、予定されている開催日を掲載していますが、開催の有無については浜田年金事務所へお問い合わせください。

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）、本人の認印（請求書を提出する場合）が必要です。

※浜田年金事務所でも相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。



意見や提言を「市長への手紙」で

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

- ＜記載事項＞
1. 住所・氏名・電話番号
 2. 意見・提言の題名
 3. 現状と問題点
 4. 意見・提言内容
 5. 予想される効果
 6. 希望する回答方法（郵送もしくはEメールのどちらか）または回答を希望しない場合はその旨
 7. いただいた意見公開の可否（可・否）※必ずご記入ください。

手紙：〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX：23-2456

メール：hisyo@city.masuda.lg.jp（件名は「市長への手紙」）

※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。



市長への手紙